



消防職員の懲戒処分について

消防職員の処分を行いましたので、お知らせいたします。

1 被処分者及び処分の内容

習志野市消防本部人事審査会において審査した結果、以下のとおり処分しました。

(1) 暴行

所 属	職 名	年 齢	処分内容
消防本部	主任（階級：消防士長）	26歳	停職 1か月

処分年月日 令和2年12月10日

(2) 埼玉県迷惑行為防止条例違反

所 属	職 名	年 齢	処分内容
消防本部	消防主事（階級：消防士）	25歳	停職 1か月

処分年月日 令和2年12月10日（同日付け依願退職）

2 事実の概要

(1) 暴行

被処分者は、令和2年8月31日に同僚ら6人で神奈川県鎌倉市の由比ガ浜海岸へ出かけ、同海岸にて女性に声をかけたが相手にされなかったことで女性に砂をかけ、その場を立ち去ろうとしたため、110番通報で駆けつけた警察署員に暴行の疑いで逮捕され、送検された。

このことは、地方公務員法第33条違反であり、その責任は免れない。よって、同法第29条第1項第1号及び第3号並びに本市懲戒処分の指針の規定に基づき、停職処分を行うものである。

(2) 埼玉県迷惑行為防止条例違反

被処分者は、令和2年6月3日に東武伊勢崎線 姫宮駅で見かけた女性の後を追い、駅の改札へ向かうエスカレーター上で女性に無許可で撮影した行為が、人に不安を覚えさせるような卑わいな言動にあたるとして、埼玉県迷惑行為防止条例違反の疑いで書類送検された。

このことは、地方公務員法第33条違反であり、その責任は免れない。よって、同法第29条第1項第1号及び第3号並びに本市懲戒処分の指針の規定に基づき、停職処分を行うものである。

【宮本泰介市長コメント】

今回の事件では、全体の奉仕者である公務員にとってその信頼を損ねる結果になったことを深くお詫び申し上げます。

消防職員の不祥事が続いてしまい、従来にも増して綱紀粛正に努めてまいります。

【高澤^{ひさし} 寿消防長コメント】

市民の生命と財産を守ることを本務とする消防職員がこのような不祥事を起こしたことは誠に遺憾であり、心からお詫び申し上げます。

消防職員へは、市民の信頼回復に向けて、なお一層努力し、自らを律する厳正な規律の保持を指導してまいります。

問合せ先 消防本部

担当:鈴木 憲一(次長)

^{ひでのり}
南 秀功(総務課長)

電話:047-452-1282(直通)

047-452-1212(代表)